

心肺機能停止前の救急救命処置の概要

1 背景

厚生労働省医政局長通知（平成 26 年 1 月 31 日付け医政発 0 1 3 1 第 1 号）により、救急救命処置の範囲が拡大された。

2 新たに認められた処置

心肺機能停止前の重度傷病者に対する

- ① 静脈路確保及び輸液
- ② 血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

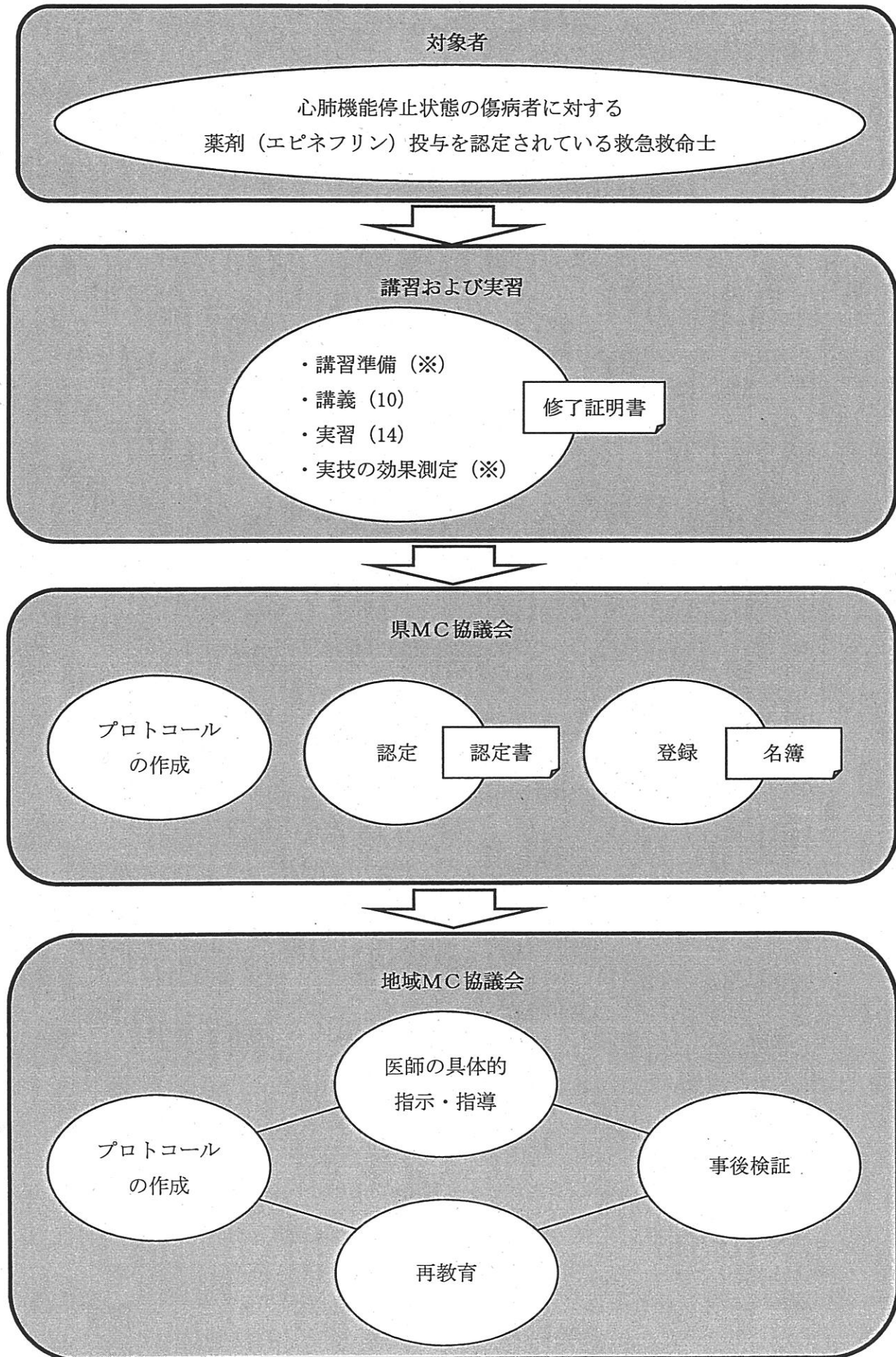
3 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日

4 心肺機能停止前の処置の概要

項 目	医師の指示	処置の対象
静脈路確保及び輸液	医師の具体的指示で行える処置（特定行為）	心肺機能停止前の重度傷病者であって、ショックが疑われる又はクラッシュ症候群が疑われる若しくはクラッシュ症候群に至る可能性があるもの
血糖測定	医師の包括指示で行える処置	心肺機能停止前の重度傷病者であって、低血糖発作が疑われるもの
低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	医師の具体的指示で行える処置（特定行為）	心肺機能停止前の重度傷病者であって、血糖測定により低血糖状態が確認されたもの

5 メディカルコントロール体制



6 講習および実習

(1) 対象者

心肺機能停止状態の傷病者に対する薬剤（エピネフリン）投与を認定されている救急救命士

(2) 講習内容及び講習時間

種 別	基本時限
講習準備（基礎知識・手技の確認）	※
講義（筆記試験 1 時限含む）	10
実習	14
効果測定（実技試験）	※
総計（1 時限は 50 分）	24

※平成 24 年度厚生労働省の実証研究に取り組みられた湖北地域において、実証研究で定められた講習を修了した救急救命士にあつては、3 時限以上の内容を地域で定めた方法で実施。

7 一般財団法人救急振興財団における教育

心肺機能停止前の救急救命処置（「静脈路確保及び輸液」「血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」）に係る講習及び実習が含まれる教育

(1) 指導救命士養成研修（6 週間程度）

平成 26 年度から実施。4～5 年の実施予定。

(2) 救急救命士処置拡大追加講習（2 週間程度）

平成 27 年度から実施。

(3) 救急救命士新規養成課程（6 ヶ月程度）

平成 27 年度から心肺機能停止前の救急救命処置に係る内容が含まれて実施。

8 救急救命士国家試験

平成 28 年 3 月に実施の国家試験から心肺機能停止前の救急救命処置に係る内容が含まれる予定。

9 講習及び実習修了者の認定

心肺機能停止前の救急救命処置に係る講習及び実習の修了証明書が把握できた者に対して、県MC協議会は、認定書を交付し名簿を作成する。